

令和3年度第1回愛媛県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和3年7月12日（月） 愛媛県水産会館6階大会議室	
出席委員氏名	委員長 松村 暢彦（愛媛大学社会共創学部教授） 委員 柴田 好則（松山大学経営学部准教授） 委員 高橋 直子（弁護士） 委員 森 貴弘（公認会計士） 委員 渡部 麻紀（株式会社愛媛銀行県庁支店次長）	
審議対象期間	令和2年12月1日 ～ 令和3年3月31日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考) 抽出の考え方（抽出担当委員） ・入札・契約方式別、部局別、地域別を基本に抽出。
入札後審査型一般競争入札	4 件	
指名競争入札	2 件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	なし （ 審議に入る前に、委員長職務代理者の選出が行われ、柴田委員が委員長職務代理者に選出された。 ）	

意見・質問	回 答
<p>【令和3年度入札・契約制度の改善について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度改善決定の過程で受注者側の意見は取り入れたのか。 ・ 1者応札の改善に関し、成果指標は設定しているのか。 ・ 県内の建設業者数は減少しているのか。 <p>【県発注工事に係る入札及び契約手続の運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>【入札後審査型一般競争入札】</p> <p>1. 防橋整第96号の2他 (一) 菅田五郎 停車場線道路改築工事他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1者応札となった理由をどう分析しているのか。 ・ 先行工事を受注していることは、本件工事の落札決定にあたり、有利に作用するのか。 <p>2. 地域ため山(2)第2号 山田池改修 (その5) 工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界からも意見を聴取した上で、最終的には発注者としての観点から決定した。 なお、今後も業界の意見を踏まえて必要な改善策を検討していきたい。 ・ 具体的な成果指標は定めていないが、平成30年西日本豪雨災害発災前の水準である1割弱程度の発生率が目安と考えている。 ・ 過去10年間を見ると、県内の建設業許可業者数は減少している。 なお、これ以上に県の入札参加資格を有する業者が減少していることが課題と考えており、小規模な業者も県工事に参加できるよう、制度改善を行ったところである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定技術者の要件が監理技術者であったことや、入札参加資格に施工実績、従事経験を求めたことで、時期的な問題もあり、技術者を確保できず応札を見合わせた業者もあったものと推察している。 ・ 先行工事と本件工事の施工場所は異なっており、先行工事の落札者以外の者も施工可能であるため、先行工事を受注していても、本件工事の入札において有利となったわけではないと考えている。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格として施工実績や従事経験を求めていることから、入札に参加しやすい案件だと思うが、1者応札となった理由をどう分析しているのか。 本件において、入札参加資格に施工実績を求めないことは妥当か。 	<ul style="list-style-type: none"> ため池工事は、天候に左右され想像以上に工期延期となる場合が多いため、他工事と比較して労務費、機械経費等がかかることや、漏水がないよう厳格な施工管理が求められること、本件入札と同時期に国の3次補正予算に係る工事の発注が多くあったことから、各社とも手持ち工事が増えていたことなどが、理由と推察している。 ため池工事は、一般的な土工事であり、施工実績がなくとも施工可能と考えている。
<p>3. (債) 地第1-1号 地すべり防止工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 先行工事5件の落札者はどこか。また、他に集水井工の施工実績のある者はいないのか。 発注は1基ごとか。 	<ul style="list-style-type: none"> 先行工事5件と本件の落札者は同じである。また、集水井工の施工実績があるのは、県内で8者である。 予算の都合もあり、1基ごとの発注としている。
<p>4. 東局建管第3号 県営住宅東予団地3号棟 外壁改修外工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 応札した2者が同額での入札となったことについて、どう分析しているのか。 2番手となった企業は総合評価における評価点が低い、不利となることを分かっているにもかかわらず、どう分析しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 提出された工事費内訳書の細目においては、各社それぞれ異なる金額が記載されていたことを確認しており、応札金額の一致は偶然起こったものと考えている。 本件の落札者と比較すると、結果として評価点では劣ることとなったが、本件工事への強い受注意欲があったため応札したものと推察している。
<p>【指名競争入札】</p> <p>5. 大特構改第8号の1 (二) 大川水系大川 特定構造物改築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 応札者5者のうち4者の入札金額が予定価格同額であった理由を、どう分析しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、水門本体の修繕・補修工事ということで、現地での手作業による小規模な工事であることに加え、指名業者に県外業者が多く、施工箇所までの距離が遠い等の理由で利益が出ないと考え、予定価格同額の応札を行ったと推察している。 なお、予定価格は事前公表としている。

意見・質問	回答
<p data-bbox="121 125 730 203">6. 30災国補第1152号 (急) 立目B地区 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧工事</p> <ul data-bbox="121 253 796 331" style="list-style-type: none"> ・ 指名業者6者のうち5者が辞退した理由を、どう分析しているのか。 	<ul data-bbox="805 253 1474 412" style="list-style-type: none"> ・ 先行の法面工事との工程調整や工事用道路の利用調整が必要である他、人家に近いため施工条件が厳しいこと等から辞退に至ったものと推察している。

(問い合わせ先)

松山市一番町四丁目4-2 TEL 089-968-2294

愛媛県入札監視委員会事務局 (県庁総務部行財政改革局行革分権課行政管理室内)